

令和4年第7回菊池市教育委員会会議録

日時 令和4年7月21日（木）午後1時30分
場所 キクロス大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	生 田 博 隆
教育委員	森 智保美
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	村 田 義 喜
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	倉 原 桂 一
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	宮 本 健
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	西 野 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	岩 根 貴 史

17 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第54号 菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第55号 菊池市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第56号 令和4年度菊池市小中学校修学旅行の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱の制定について
 - 議案第57号 令和4年度菊池産農畜産物学校給食提供事業補助金交付要綱の制定について
 - 議案第58号 令和4年度菊池市学校給食食材費補填事業補助金交付要綱の制定について
5. 報告案件
 - 報告第12号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2022年6月末現在）について
 - 報告第13号 令和4年度菊池市奨学金奨学生選考結果について

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

- ①議会報告について
- ②行事予定について
- ③総合教育会議について
- ④次回の教育委員会議

令和4年8月22日（月） 13：30～ キクロス大研修室

開会

音光寺教育長 定刻になりましたので、皆さん、御起立をお願いします。

ただいまより、令和4年第7回菊池市教育委員会議を始めます。よろしくお願
いします。

では、次に、議事録の承認に移ります。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和4年第6回菊池市教育
委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議がありませんので、令和4年第6回菊池市教育委員会の会議録については、
承認することに決定いたします。

では、次に、教育長の報告に移ります。

まず、教育長職務代理者の指名について御報告いたします。

森委員が、一身上の都合により、教育長職務代理者の職を退任するということ
になりましたので、令和4年7月8日付で、生田委員を教育長職務代理者として
指名しましたので、御報告いたします。

この件について、岩根係長より補足がありますので、よろしくをお願いします。

岩根学校教育課総務係長 それでは、補足の説明をさせていただきます。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたとき
は、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。と定められているところで
すが、任期についての定めはございません。

なお、この法律の逐条解説によりますと、教育長が別の教育委員を指名するま
でが任期となる。というふうに解説をしてあります。

このことから、県の教育政策課にも確認を行いまして、教育長の指名による職
務代理者変更の手続きを行わせていただいております。

音光寺教育長 次に、生田教育長職務代理者から一言御挨拶をお願いします。

生田教育長職務代理者 皆様、改めてこんにちは。突然の御指名でございまして、戸惑って
おりますが、森委員が最後までやれると信じておりましたが、一身上の都合とい
うことでございます。

今、御説明がありましたように、教育長、事故のときの危機管理でございます
ので、教育長にそういうことがないように、切に望みながら、委員の皆様、それ
から事務局の皆さんも、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

音光寺教育長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私より報告いたします。

まず、1番目の動静についてです。

6月21日、庁議とTSMC推進本部会議、並びに、菊池市奨学金奨学生選考委員会が行われました。

22日、小学生の演劇教室。市内10校の小学3年生全員で、菊池市文化会館で、演劇の鑑賞を行いました。子供たちは大変喜んで、劇を見ていたところです。

また、地域未来塾の旭志中学校開校式に参加しております。

23日は、菊池市部落差別対応会議が行われました。菊池一族マンガ贈呈式を菊池北小学校で行いました。これも、新聞に記載されたところでございます。また、給食納入組合の総会にも参加しております。

24日、菊池市議会が開会しました。

27日、戸崎小学校の総合訪問。

28日、泗水中学校のB訪問。

29日、本議会、予算・決算常任委員会。

30日と7月1日が、市議会の一般質問が行われております。

また、1日には地域未来塾の菊池南中学校開校式にも参加しました。

7月2日土曜日が社会を明るくする運動講演会と、JA菊池キッズスクールの開校式に参加しております。

7月4日、市議会一般質問。それから、臨時校長会議を開いております。これは台風接近による臨時休校を議題として行いました。

5日、市議会一般質問。

6日、市議会の常任委員会と管内教育長会議、地域未来塾の菊池北中学校開校式を行っています。また、コロナ対策会議が行われました。

7日、市議会常任委員会。

11日、菊池北中学校総合訪問。グリーンコープ図書の贈呈式も行われております。このこともテレビ等で報道されています。

12日、庁議、市議会予算・決算常任委員会、生涯学習センター運営会議が行われました。

13日、市内小中学校長会議。

14日、全国都市教育長会議理事会が東京で行われました。

15日、市議会閉会。菊池地区学校等警察連絡協議会全大会、城山の日実行委員会が行われております。

19日、市内小中学校教頭会議と菊池市教育支援委員会を行いました。

20日、旭志小学校のB訪問。

本日21日が、教育事務所のヒアリングと菊池市教育委員会議でございます。

2番目としまして、市内校長会議の内容をお伝えします。

はじめに、郡市中体連の子供たちの活躍等をお知らせしております。また、菊池市の児童生徒の活躍は、新聞等で大変多く記載されていますので、学校の取組に感謝していると話しております。

夏季休業中に、校長のマネジメント力を発揮していただきたいと話をしており

ます。

7月26日に、全国学力・学習状況調査の結果の報告等がありますので、市の学力調査の結果を生かしていただきたいこと。特に、iチェックの分析を学力向上にどう生かすか。ということ、しっかり論議していただきたいと話しております。

学習指導要領に記載されていますように、子供のよさや可能性、つまり自己有用感や達成感、そういった充実感を持っているかどうかということ、学力との関係をしっかり分析していただきたい。そこからの手だてを考えていただきたいと話しております。

不祥事防止ということでは、管内の先生が飲酒運転で逮捕される事案がありました。あってはならないことです。飲酒によって、人の命を奪うようなことがあります。やはり命を大切に教育をする教職員がそういうことをやってはならない。再度、研修をしてほしいと話しております。

また、成尾所長から、そこに書いています4点についても、校長会議で指導があつていただきますので、再度確認していただきたいと話しております。

次に、人権教育のさらなる充実を図るということで、人権学習の日常化を図る。また、仲間づくりについて、前期前半で基盤づくりができていないか、つなぐ取組ができていないかを確認してほしいと話しております。

次に、タブレットの活用についてです。昨年度もしましたけど、夏季休業期間中に自宅にタブレットを持ち帰らせていただきたい。そして、ドリル学習を夏休みの課題にして、自分がどこでつまづいているかというところをしっかりと見て、そこを克服させるための課題を出していただきたいと話しております。

また、児童生徒同士の通信はタブレットでは行わないということも、昨年もお願いしていますが、併せて、相手を誹謗中傷する行為は犯罪になるということも指導徹底するようにお願いしております。

次に、安全対策についてです。名古屋市内の小学校で、5年生の男子児童が顔を骨折するという事故がありました。嘔吐したけれども救急車を呼ばなくて、保護者に迎えに来てもらって、そこでまた嘔吐して、保護者が救急車を呼ぶという、あってはならないことがありました。再度、そういった対応について、養護教諭と管理職としっかり話し合いをするようにお願いしております。

また、仙台市では、女子中学生が刃物で襲われて重傷を負うという事案も発生しております。通学路の危険箇所の再確認。それと、緊急時に駆け込むことができる「子ども110番の家」をしっかりと確認するように伝えております。

新型コロナウイルスが過去最高ということで、昨日も、最高を更新しました。学校は明日までですが、再度、感染対策の徹底をお願いしております。

夏季休業期間中に、学校の設備の再点検の実施ということで、バスケットゴールやサッカーゴール、防球ネット等を必ず点検して、その安全性を確認するようにお願いしております。

その他につきましては、議会の答弁について話しています。

また、各学校でのE S Dの取組を発表する場を設けたいというふうに考えてお

りますので、準備をお願いしております。

次に、有田佳代さんのワークショップです。劇団員の有田佳代さんが、菊池に恩返ししたいということで、小中学校で体験活動を無料でしていただけるということです。ぜひ、いいチャンスですので、その対応を学校へお願いしました。

次に、夏季休業期間中に、教職員のリフレッシュをしていただくようお願いしています。

7月2日にありました社会を明るくする運動の講演会では、講師の三浦さんから、少年院等に行く子供たちを立ち直らせるためにどう取り組まれているのかということで、やはり子供たちと笑顔で接する、そしてしっかり話を聞く。いけないときはしっかり怒る。最後にフォローする。そういった、生徒指導にとっても一番大事なことのお話がありましたので、学校でぜひ行ってほしいと話しております。

やはり根本的には、愛情不足ということでしたので、子供たちにしっかり愛情を持って接するということが大切だということをお話ししております。

3番目の今後の予定につきましては、明日が前期前半の終了です。共同募金の審査会があります。

23日から24日までは、県中体連です。

26日、庁議、SDGs推進本部会議、イングリッシュデイキャンプ。

27日が行政改革推進本部、イングリッシュデイキャンプ、ESDティーチャープログラムの1回目を行います。

29日が菊池市内小中学校外国語指導力向上研修会。

30日が菊池市人権同和教育研究大会。

8月2日が菊池市教育委員会初任者研修、プラチナ未来人材育成塾が4日まであります。

5日が菊池市子ども議会とESDティーチャープログラムの2回目を行います。

7日がふれあいレガッタときくち童謡唱歌祭が行われます。

9日が庁議と地球温暖化対策会議。

17日が県民体育祭準備委員会総会。

19日が市内校長会議。

22日が菊池市教育委員会議と菊池市総合教育会議が行われる予定でございます。

ただいまの教育長の報告について、質疑等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

では、議事に入ります。なお、本日は、課ごとに一括した議題といたします。

議案第54号及び議案第55号を一括議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

宮本課長。

宮本社会体育課長 社会体育課の宮本です。よろしくお願ひいたします。

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 5 4 号、菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、旧河原小学校の財産譲渡に伴いまして、菊池市立河原体育館及び菊池市営河原グラウンドを社会体育施設として利用廃止することに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容の説明でございますが、3 ページ横書きの新旧対照表を御覧ください。

表の左側が現行、右側が改正案でございます。

第 1 条関係、菊池市立体育館条例でございます。

アンダーラインが引いてある分でございますが、現行では、別表第 1 中、名称に菊池市立河原体育館、位置に、菊池市下河原 4 6 9 2 番地とあるものを改正案のとおり、削除するものでございます。

続きまして、その下、別表第 2 でございますが、現行では、次のページになります菊池市立体育館名、河原体育館とあるものを、改正案のとおり削除するものでございます。

次のページを御覧ください。

第 2 条関係、菊池市営グラウンド条例でございますが、現行では、別表第 1 中、名称に菊池市営河原グラウンド、位置に、菊池市下河原 4 6 9 2 番地とあるものを、改正案のとおり削除するものでございます。

次に、別表第 2 でございますが、現行では、施設名、菊池市営河原グラウンド、使用区分、照明使用料、市内者 1 時間、市外者 1 時間、それぞれ 2 0 0 円とあるものを改正案のとおり削除するものでございます。

7 ページを御覧ください。

続きまして、議案第 5 5 号でございます。

菊池市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございますが、菊池市立河原体育館の社会体育施設廃止に伴い、菊池市体育館条例施行規則の一部を改正する必要があるためでございます。

説明は新旧対照表にて行いますので、9 ページを御覧ください。

現行では、別表中、施設名に菊池市立河原体育館とあるものを、改正案のとおり削除するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑はないようですので、採決いたします。

議案第54号及び議案第55号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第54号及び議案第55号は原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第56号を議題とし、事務局から説明をお願いします。

倉原課長。

倉原学校教育課長 学校教育課です。よろしく願いいたします。

資料の11ページをお願いいたします。

この議案第56号は、令和4年第1回の教育委員会議の議案第2号としまして、令和3年度にも制定している要綱になります。コロナ対策の感染事業としまして、その補助金等が使えたというところで、単年度の要望としております。今回、令和4年度としまして、議案を提出するものでございます。

では、説明に移ります。

議案第56号、令和4年度菊池市小中学校修学旅行の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、菊池市立小学校及び中学校が実施を予定していた修学旅行を中止又は変更したことにより生じたキャンセル料について補助金を交付するため要綱を制定する必要がある。これが要綱を提出する理由としております。

次のページを御覧ください。

令和3年度分との大きな変更点はございません。重要なところだけを申し上げます。

第2条、交付の目的。この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、菊池市立小学校及び中学校が実施を予定していた修学旅行を中止または変更により生じたキャンセル料等の追加費用を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的としております。

第3条におきましては、この補助金の対象者は、修学旅行を実施する学校としまして、市長は学校長からの申請に基づき、補助金を交付するとしております。

第4条、補助金の対象になる経費としましては、3点ございます。修学旅行の中止に伴うキャンセル料、修学旅行の延期または行き先変更に伴う追加費用、その他の市長が必要と認めるものとしております。

補助金の額としましては、予算の範囲内としております。これは補助対象経費が算出してみないと金額が出てこないというところがございますので、このようにしております。

交付の申請におきましては、学校長から、市長へ提出としております。

交付の決定及び確定におきましては、学校長に通知をしております。

ただ、補助金の請求におきまして、第2項によりますけれども、学校長が委任状により修学旅行に関する契約を交わした業者に対しまして、直接こちらから支払うという形を取っております。

飛ばしまして、第9条の返還、(1)虚偽の申請、その他不正の行為により、補助金の交付を受けたときには返還をするようにしております。

附則、この要綱は、告示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失うものとしております。

よろしく願いいたします。

音光寺教育長 ただいまの説明を受けて、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第56号は、議案どおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第57号及び議案第58号を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

富田学校給食管理室長 学校給食管理室でございます。

議案書19ページをお願いいたします。

令和4年度菊池産農畜産物学校給食提供事業補助金交付要綱の制定についてでございます。

提案理由は、学校給食の給食物資として、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた菊池市で生産された農畜産物を提供することにより、児童生徒及び農畜産物の生産者を支援するため。これが、この要綱案を提出する理由でございます。

20ページをお願いいたします。

要綱を記載させていただいております。主な部分のみ説明させていただきます。第2条の目的でございます。

この補助金は、学校給食の給食物資として、新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けた菊池市で生産された農畜産物を提供することにより、家計への負担の軽減及び農畜産物の生産者への支援を目的としております。

第3条、補助対象者でございます。

補助金の補助対象者は、学校給食の運営をする小中学校及び団体とするということでございます。市内には、給食施設が5か所ございますので、そこへの交付

を考えております。

第4条、補助事業の名称等でございます。

枠内の下から2番目、農畜産物の種類は、菊池市で生産された牛肉を提供したいと考えております。えこめ牛、味彩牛、黒毛和牛を予定しているところでございます。

補助金の算出基礎でございますけれども、児童生徒1人当たりの使用量、掛けるの喫食者数、掛けるの単価としており、3回の提供を考えております。書いてありませんけれど、予算規模は410万円を予定しているところでございます。第2回の定例会に計上いたしまして、審議のほうをいただいたところでございます。第5条の交付申請でございます。

補助金を申請する者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないとしております。

その提出書類が、一つ目が補助金の実施計画書、これは様式第1号に記載しております。

二つ目が菊池市で生産された農畜産物の購入先と給食物質納入契約書の写し。

三つ目が、菊池で生産された農畜産物を学校給食に使用する計画書。給食の献立計画であったり、使用する量及び補助金の金額の根拠を示す書類としております。

四つ目が菊池市で生産された農畜産物を使用する給食に係る児童生徒の食育計画書、このような資料を提出いただく予定でございます。

第7条になります。実績報告ということで、補助対象者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに規則第10条に定める補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないとしております。

提出書類は、実績報告書、これは様式第2号で掲載しております。

それと、菊池市で生産された農畜産物が納品されたことが分かる納品書の写し。

三つ目が、学校給食に提供したことが分かる写真。

四つ目が、領収書等のお支払いが完了したことが分かる書類の写しということにしております。

第6条以降、説明を省略したところにつきましては、補助金の交付のための事務手続のほうを記載しているところでございます。

最後に附則のところでございます。

この要綱は告示の日から施行する。括弧書きでこの要綱の失効及び検討ということで、この要綱は令和5年3月31日限り、その効力を失うということにしております。

これは、この事業は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施するものでございます。次年度につきましては、現段階では、まだ、この交付金が続くのが確定しておりませんので、単年度の要綱としてつくっているものでございます。ただし、同日後の、この要綱の継続については、同日の到来日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするということで、途中で分かれば、継続もできるというような形で、要

綱をつくっているものでございます。

22ページのほうが、先ほど、第5条の交付申請で説明しました事業計画書、様式第1号を掲載しております。

23ページにつきましては、第7条、実績報告書で説明しました実績報告、様式第2号のほうを掲載しているところでございます。

最後に、この事業は今年で3年目の実施となります。過去同じような要綱を御審議いただいているところでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

令和4年度学校給食食材費補填事業補助金交付要綱の制定についてでございます。

提案理由は、コロナ禍において、学校給食の食材費等が高騰する中、これまでどおりの栄養バランス及び量を保った学校給食等を実施するために食材高騰分の補填を行う必要がある。これがこの要綱案を提出する理由でございます。

26ページのほうをお願いいたします。

この補助金の交付要綱を記載しております。同じく、要点のみ説明させていただきます。

第2条の目的でございますが、この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大等により学校給食用の食材費が高騰する中、これまでどおりの栄養バランス及び量を保った学校給食を提供することを目的としております。

第3条でございます。補助対象者、先ほどと同じでございますが、補助金の交付対象者は、学校給食を運営する小中学校及び団体ということで、給食を作っている5施設に交付する予定でございます。

第4条の補助事業の名称等でございます。枠中の真ん中でございます。補助対象費はコロナ禍において、高騰した学校給食用の食材費に充てたいと考えております。

その下でございます。補助金の積算基礎ということで、1食当たり18円を計画しております。この18円という単価につきましては、新型コロナウイルスが流行する前の平成31年4月に立てた献立の材料費の価格と、それを令和4年4月、今年の4月の単価に置き換えて比較して出したものでございます。小学校、中学校で若干単価は違いましたが、18円の金額が出てまいりましたので、この18円の金額を1年間、遡っていただきたいと考えております。予算規模は1,463万7,000円でございます。

第5条、交付申請でございます。補助金の交付を申請するものは、規則第5条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないとなっております。

一つ目が、事業計画書、様式第1号でございます。

二つ目が、学校給食費の額と年間給食の予定回数を確認できる資料。

三つ目が、学校給食食材納品業者の一覧というところで提出をしていただこうと考えております。

第7条でございます。実績報告です。こちら、補助対象者は、補助対象事業

が完了したときは、速やかに規則第10条に定める補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないとしております。

提出、添付する書類につきましては、事業実績の報告書、これは第2号様式でございます。学校給食の献立表、三つ目が喫食者数とその回数を確認できる資料ということで考えております。

第6条以降につきましては、先ほども説明しましたとおり、補助金の交付のための事務手続等を記載しているところでございます。

最後に附則でございますが、こちらも先ほどの農畜産物提供事業と一緒にございまして、告示の日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失うということにしております。

こちらの事業も、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、先ほどと同じように主な財源として使っております。今年から、始めた理由は、今年から、原油高騰等の対策が新しくメニューに加わったということでございます。こちらも、先ほどと同じく、次年度以降の予定は今のところ立っていないということでしたので、単年度のみでの要求ということにしております。

28ページにつきましては、第5条の交付申請で御説明しました事業計画書、29ページには、実績報告書のほうを掲載しているところでございます。

以上です。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんか。
生田委員。

生田委員 20ページに、農産物の種類、第4条、牛肉となっております。3年間、同じ要綱を使われているという御説明だったのですが、牛肉以外にも。という話はありませんか。

音光寺教育長 富田室長。

富田学校給食管理室長 今のところ、各学校2年間続けて実施させていただきましたが、牛肉はなかなか学校給食では高価で出せません。大体鶏肉か豚肉が中心でございます。そのほかの食材についても検討しましたが、肉に代わるいい食材が見つからない。なかなか食べられない牛肉を出すと、児童生徒さんも非常に喜ばれますので、そういった理由で、今年も牛肉で実施をさせていただいたところでございます。

音光寺教育長 他にありませんか。
議案第58号で、給食費の値上げはしなくても済むということですよ。

富田学校給食管理室長 給食費の値上げにつきましては、施設ごとに5年ごとに見直しをしているところもあれば、その都度見直しするところもございます。

七城、旭志などは、来年が5年目になるので、値上げについての検討もしていくところではございますが、この補助金が続くならば、給食費の値上げは行わないところでございます。

共同調理場も今年から値上げについて、検討運営委員会で行っているところではございますが、運よくこの補助金が来ましたので、今のところ、これが続く限りは、値上げはしたくないと考えているところでございます。

音光寺教育長 よろしいですか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、採決をしたいと思います。

議案第57号及び議案第58号は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第57号及び議案第58号は原案のとおり可決することに決定します。

それでは、報告案件に入ります。

報告第12号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。

西野指導主事。

西野学校教育課指導主事 失礼いたします。それでは、報告をいたしますので、お手元の報告資料1ページを御覧ください。

6月のものを示しております。

1段目のグラフが、6月の不登校及び不登校傾向のグラフとなります。6月末現在で、不登校が小学校15名、中学校36名の合計51名。30日未満の欠席がある不登校傾向の児童生徒が小学校24名、中学校32名、合計56名ということになっております。

続きまして、6月のいじめの報告につきましては、小学校がゼロ、中学校は1件となっております。中学校の1件におきましては、管理職も含めまして、組織的に対応を行っていただいております。解決に向かっているとのことです。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

上段のグラフは、適応指導教室利用状況を示しております。6月末現在で6名の申請がっております。内訳は、小学校5年生が1名、6年生が1名、中学校の2年生が2名、3年生が2名となっております。

なお、7月1日付で、旭志教室に指導員がつくことになりましたので、旭志教室に1名の申請があつているというような状況でございます。

2段目のグラフからは、それぞれ適応指導教室の相談件数及び相談内容のほうを載せております。

3ページを御覧ください。

3ページの一番下のグラフになりますが、6月の相談件数合計を示しております。菊池教室が21件、七城教室28件、泗水教室14件の合計63件の相談がっております。

その相談内容としましては、そのグラフにあります、学習内容に関するものが多くなってきております。特に、中学生におきまして、指導員が通級してきた日に体調を把握しながら、本人の意欲に応じた学習指導を行っておりますので、そこで、いろいろなやり取り、学習の支援、質問をしながら、通級指導教室で過ごしていると、自分一人で通級教室に来るなど、非常に前向きな姿も見られているというような状況でございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

心の教室相談の利用状況を中学校ごとに示しております。6月の心の教室相談件数は、菊池北中が17件、菊池南中が32件、七城中15件、旭志中14件、泗水中24件で合計が102件となっております。

先ほど、最初にも御説明しましたが、不登校及び不登校傾向が増えている状況でございます。定例の相談員会議におきましては、各中学校にある、この心の教室相談の利活用について意見交換を行っております。それを基に、また、先日の校長会では、今後さらに、各中学校において、不登校の未然防止や生徒の悩み等の早期発見の視点から、この心の教室相談のさらなる活用についてお願いをしたところでございます。

さらに、本年度事業として、心の教室相談員の小学校派遣ということも試して行っておりますが、既に、小中連携して取組が行われているところです。

ここに挙げられております相談内容としましては、やはり友人関係の悩み、学級や部活動における不安など、不登校につながっていくようなものが挙がってきておりますので、こういったものをやはり早期発見するためにも、心の教室相談員と学校の職員との情報の密の連絡というのが必要になってくると考えております。

最後に、6ページを御覧ください。

1段目のグラフが、菊池市のスクールソーシャルワーカーへの相談件数となっております。6月は75件の相談でございました。

スクールソーシャルワーカーの派遣依頼も非常に増えております。学校には、派遣申請に当たって、学校で、状況を整理してもらうことで、よりスムーズな支援につながるよう、現在、お願いをしているところでございます。

次に、学校支援コーディネーターの相談対応件数は50件となります。

現在、コーディネーターのもとに相談がある児童生徒の状況というのは、家庭状況等も含め、様々な要因を含んだものが多く、結果として不登校につながっているといったようなケースが多くなっているように感じられます。コーディネーターのほうで、SSWや子育て支援課等と密に連絡を取りながら相談対応に当た

っているところでございます。
報告は以上となります。

音光寺教育長 ただいまの報告について質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、次に移りたいと思います。

では、報告第13号、令和4年度菊池市奨学金奨学生選考結果についての説明を事務局よりお願いします。

倉原課長。

倉原学校教育課長 学校教育課です。よろしくお願ひいたします。

資料は7ページになります。

それでは、報告第13号、令和4年度菊池市奨学金奨学生の決定について御説明申し上げます。

令和4年度の菊池市奨学資金貸付者の認定につきましては、条例に基づき、選考委員会を設置することとしており、令和4年6月21日に開催したところでございます。

この奨学資金貸付け決定の判断基準としまして、経済的理由で就学困難なものとしては、生活保護基準額の2.0以下。また、教育振興基金の選考者は2.5までというところでしております。

本年度の申請申込者数は、公立高校3名、私立高校3名、私立大学3名、国公立大学2名の合計11名です。

私立大学ナンバー1、国公立大学ナンバー2は、2.0の基準を超えているため、今回は非認定と決定しました。

また、教育振興基金の選考基準で判定しますと、私立大学ナンバー1は、基準内のため対象者となり、国公立大学ナンバー2は、2.01から2.5以内の基準を超えているため、非認定と決定しました。

よって、菊池市奨学資金認定者は、公立高校3名、私立高校3名、私立大学2名、国公立大学1名の合計9名、教育振興基金認定者は1名、非認定者は1名と決定しております。

以上が、本年度の菊池奨学生奨学資金選考委員会の結果として報告申し上げます。

以上でございます。

音光寺教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見ありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、次に、その他に入ります。
事務局のほうから何かありますか。

事務局 その他はございません。

音光寺教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。
皆さん、御起立お願いします。お疲れさまでした。

— 了 —